# 東北学院大学学生会諸規約集

「東北学院大学学生会会則」 「東北学院大学学生会会計監査規則」 「東北学院大学学生会議事運営法」 「東北学院大学学生会選挙管理法」 「東北学院大学学生会規約審議委員会 法」

# 東北学院大学学生会会則

#### 第一章 総則

- 第1条 本会は、東北学院大学学生会と称する。
- 第2条 本会は、建学の精神に則り、会員の自治精神に基づき、学生生活の充実を図り、本学の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は、東北学院大学文学部・経済学部・法学部・教養学部・経営学部・工学部に所属する全学生をもって構成する。 なお本会会則における会員とはこれにあたる。

# 第二章 権利及び義務

- 第4条 会員は、第一章第2条の目的達成の為、一切の活動を行う権利を有する。
- 第5条 会員は、総意に基づき、本会会則に則り、決議事項を履行する義務がある。

#### 第三章 組織及び機能

- 第6条 本会に第一章第2条の目的達成の為、以下の機関を置く。
  - 1. 学生総会 2. 総合役員会 3. 常任委員会 4. 代議委員会
- 第7条 学生総会は本会の最高議決機関にして、全会員をもって構成する。学生総会は、本懐に対する重要事項を審議決定する。また、年度内に2回常任委員長の招集によりこれを開くことを原則とする。なお、学生総会に関する詳細は東北学院大学学生会議事運営法に基づく。
- 第8条 学生総会は、以下の事項を行う。
  - (1) 本会の活動方針及び総括の報告・審議
  - (2) 本会の予算の審議
  - (3) 本会規約の改正
  - (4) その他重要事項の審議
- 第9条 総合役員会は、代議委員会、体育会常任幹事会、文化団体連合会本部、新聞会、放送会、応援団、学生アルバイト委員会、セツルメント会、経済・経営学生ゼミナール協議会、クラブ幹事会をもって組織する。また、総合役員会会議は学生総会に次ぐ議決機関であり、以下の事項を審議・決定する。
  - (1) 本会の予算
  - (2)総合役員会に関する事項
  - (3) 特別委員会に関する事項
  - (4) その他重要と認められる事項
- 第10条 総合役員会各会は、本会の目的の為、各会会則に則り活動する。
- 第11条 常任委員会は、本会の最高執行機関にして、常任委員会委員は以下の事項を行う。
  - (1) 学生総会及び総合役員会会議への議案の提出
  - (2) 予算の立案
  - (3) 本会諸規約の誠実な執行及び学生会活動の指揮監督
  - (4) 合同協議会における学校当局との交渉
  - (5) その他本会の全般的事項に関する事務
- 第12条 代議委員会は、全学生の意見を集約し、常任委員会を通じて表明する。

#### 第四章 委員及びその任務

- 第13条 常任委員長は選挙によって選出され、当該委員会事務及び委員の任命・服務について、これを統括する最高責任者である。また、常任委員長は、各特別委員会の招集権を有し、それについて指揮監督する。なお、常任委員長は、総合役員会各会代表者にはなれない。
- 第14条 常任委員長選挙に関する詳細は東北学院大学学生会選挙管理法に基づく。
- 第15条 常任委員会委員は、会員中より常任委員長によって選出され、総合役員会会議での承認を必要とする。なお、承認方法 は第六章第35条に則る。
- 第16条 総合役員会各会の役員選出及び委員の任務は各会会則に基づく。
- 第17条 常任委員長の任期は原則として12月1日から翌年11月30日までの1年間とし、再選を妨げない。また、次期常任 委員長が選出されるまでは引き続き、その職務を代行しなければならない。
- 第18条 常任委員会委員は、濫りに辞任することはできない。ただし、総合役員会会議において、以下の場合に該当すると認められ、承認を得たものは辞任することができる。
  - (1) 常任委員会委員として適当でない者
  - (2)健康上の理由で職務に耐えられないとき
  - (3) 一身上の事由のあるとき
- 第19条 常任委員会は以下の場合には、解散しなければならない。なお、不信任投票は東北学院大学学生会選挙管理法に則る。
  - (1) 学生総会において常任委員長の不信任案が可決された場合
  - (2)総合役員会会議において、総合役員会の内、不信任案が3分の2以上の同意を得て採択された場合。 ただし、休会している団体は数に含まない
  - (3) 不信任投票によって常任委員長が罷免された場合
- 第20条 第19条に基づき常任委員会が解散した場合、選挙管理委員会は、7日以内に常任委員長選挙を公示しなければならない。なお、常任委員会は解散した後も、新常任委員長が選出されるまでその任務を代行しなければならない。
- 第21条 以下の場合、臨時学生総会を開かねばならない。
  - (1) 常任委員長が必要と認めた場合
  - (2) 会員の8分の1以上の署名に基づく臨時学生総会開催要求が常任委員長に提出された場合

(3) 総合役員会会議において総合役員会の過半数の要求がある場合。ただし、休会している団体は数に含まない

## 第五章 特別委員会

- 第22条 特別委員会とは常任委員長が招集権を有し、本会会則第一章第2条に基づき、その目的達成の為に組織される委員会で ある。ただし、常任委員長が任期満了及び罷免された場合は、新常任委員長が決定するまでは前常任委員長が特別委員 会の招集権を代行し、新常任委員長が決定次第引き継がれるものとする。
- 第23条 特別委員会とは以下のものをいう。
  - (1) 東北学院大学学生会選挙管理委員会
  - (2) 東北学院大学学生会議事運営委員会
  - (3) 東北学院大学学生会会計監查委員会
  - (4) 東北学院大学学生会規約審議委員会
  - (5) 東北学院大学学生会ホームページ管理委員会
  - (6) 東北学院大学学生会新入生歓迎実行委員会
  - (7) 東北学院大学学生会大学祭実行委員会
  - (8) その他常任委員長が必要と認め、総合役員会会議で承認を得られた特別委員会。
- 第24条 本会会則第一章第2条に基づき、本会会則第三章第7条、第四章第14条、第七章第43条、第八章第44条の達成の 為に組織される特別委員会は以下のものをいう。
  - (1) 東北学院大学学生会議事運営委員会
  - (2) 東北学院大学学生会選挙管理委員会
  - (3) 東北学院大学学生会会計監査委員会
  - (4) 東北学院大学学生会規約審議委員会
- 第25条 本会会則第五章第24条に列挙されている特別委員会の活動方法及び内容は、各特別委員会法に基づく。また、各特別 委員会法の特記事項に関してもこれに従う。ここでの各特別委員会法とは以下のものをいう。
  - (1) 東北学院大学学生会議事運営法
  - (2) 東北学院大学学生会選挙管理法
  - (3) 東北学院大学学生会会計監查規則
  - (4) 東北学院大学学生会規約審議委員会法
- 第26条 本会会則第一章第2条の目的達成の為、常任委員長が必要と認め、総合役員会会議での承認を得られた場合、以下の特別委員会を設ける事ができる。
  - (1) 東北学院大学学生会ホームページ管理委員会
  - (2) 東北学院大学学生会新入生歓迎実行委員会
  - (3) 東北学院大学学生会大学祭実行委員会
  - (4) その他常任委員長が必要と認め、総合役員会会議で承認を得られた特別委員会
- 第27条 本会会則第五章第26条に列挙されている特別委員会は、活動方法及び内容を記した規則がなければ活動することができない。ただし、新設の特別委員会に関しては発足後直ちに規則を作成し、総合役員会会議の承認を得なければならない
- 第28条 特別委員会委員は、常任委員長が招集し、本学学生会会員より、総合役員会会議にて承認を得られた者で構成する。ただし、特別委員会が活動するにあたり、人数不足及び活動に支障がある程の欠員が生じた場合、常任委員長が再招集し、総合役員会会議の承認をもって補充することができる。
- 第29条 特別委員会委員は濫りに辞任することはできない。ただし、以下の場合に該当し、総合役員会会議で承認を得たものは 辞任することができる。
  - (1) 特別委員会委員として適当でない者
  - (2) 健康上の理由で職務に耐えられないとき
  - (3) 一身上の都合があるとき

## 第六章 会議

- 第30条 学生総会は会員の3分の1以上の参加がなければこれを開くことができない。総合役員会会議は総合役員会各会代表者 の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、総合役員会会議においては、総合役員会内においてその会の 代表者の委任を受けた者も可とするが、委任状は認めない。なお、休会している団体は数に含まない。
- 第31条 総合役員会会議は常任委員長の招集によりこれを開くことを原則とする。ただし、常任委員長が特別の事由により不在 であることが明らかな場合は、常任委員長の代理として常任委員会副委員長の出席を以て、総合役員会の3分の2以上 の自発的要求により総合役員会会議を開くことができる。なお、休会している団体は数に含まない。
- 第32条 第30条及び第31条の議長選出は以下のように定める。
  - (1) 学生総会においては会員中よりこれを選出する
  - (2) 総合役員会会議においては総合役員会に属する会員中よりこれを選出する
- 第33条 学生総会の議決は出席会員の過半数によってこれを決す。ただし、可否同数となる時は、保留とする。
- 第34条 総合役員会会議の議決は出席した団体の過半数でこれを決す。ただし、可否同数となるときは、保留とする。なお、この場合、保留となった議題を審議するため、再度会議を開くことを要する。
- 第35条 常任委員会委員の承認は原則として、賛成、反対、保留の3種とし、挙手による。ただし、議長は必要に応じて、保留 を除いた賛成、反対の2種とすることができる。承認は8割以上の賛成で可決、3割以上の反対で否決、どちらにも当 てはまらない場合には保留とする。ただし、保留は2回までとし、3回目の議決は賛成、反対の2種とする。また、議 決を賛成、反対の2種で行う場合、8割以上の賛成で可決とし、それ以外は否決とする。
- 第36条 学生総会・総合役員会会議は以下の場合によって解散する。
  - (1) 議長が会議の進行を不適と認めた場合

#### (2) 出席会員の過半数の会議解散要求のある場合

- 第37条 本会と学校当局との意思の疎通を図る為、合同協議会を設ける。合同協議会は常任委員会及び代表教職員をもって組織 し、年1回以上開くことを原則とする。
- 第38条 学生総会・総合役員会会議で決議した事項は、これを会員に報告しなければならない。ただし、報告の方法は公示文を もってそれとする。

## 第七章 会計

- 第39条 本会の会計年度は、3月1日に始まり翌年2月末日に終わる。
- 第40条 本会の経費は、会費及び寄付、その他の収入をもってこれに充てる。また、本会の会費は以下のように定める。
  - (1) 入会金 1,000円
  - (2) 年会費 6,000円
- 第41条 学生会所属団体は、収支報告書を毎年3月31日までに常任委員会に提出しなければならない。また、翌年度、常任委員会は提出された各団体の決算報告書をまとめ、学生総会において、報告公示しなければならない。
- 第42条 本会の予算は、一般会計、特別会計からなり、常任委員会が立案し、総合役員会会議及び学生総会での審議承認を必要 とする。
- 第43条 本会は会計を監査する為に東北学院大学学生会会計監査委員会を設ける。なお、東北学院大学学生会会計監査規則は別に定め、それに基づいて東北学院大学学生会会計監査委員会を運営する。

#### 第八章 改正

- 第44条 本会会則改正における改正案の作成は、東北学院大学学生会規約審議委員会が行うことができる。なお、東北学院大学 学生会規約審議委員会の詳細は、東北学院大学学生会規約審議委員会法に基づく。
- 第45条 本会会則の改正は、学生総会において会員の2分の1以上の参加と出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。
- 第46条 改正した本会会則の公示期間は施行後14日間とする。但し、日曜祝日はこれに含まない。
- 第47条 規約審議委員会が緊急的事由と認めた場合、総合役員会会議において、出席した団体の3分の2以上の承認を以て、本会会則の改正を行う。緊急的事由は、学生会活動に支障が出る場合のみとする。
- 第48条 本会会則第八章第47条によって本会会則の改正を行った場合、その旨を学生総会で報告し承認を得なければならない。

### 第九章 補則

- 第49条 本会会則における「出席」とはその場に実際にいることを指す。
- 第50条 本会会則における「参加」とはその場に実際にいることと、または委任状を提出したことを指す。

#### 附則 本会会則は1954年10月よりこれを施行する。

本会会則は1977年 6月 2日よりこれを施行する。

本会会則は1981年 7月 2日よりこれを施行する。

本会会則は1987年 5月27日よりこれを施行する。

本会会則は1989年 6月 1日よりこれを施行する。

本会会則は1994年 4月 1日よりこれを施行する。

本会会則は1995年11月16日よりこれを施行する。

本会会則は1997年11月20日よりこれを施行する。

本会会則は1999年11月25日よりこれを施行する。 本会会則は2000年11月30日よりこれを施行する。

本会会則は2003年11月27日よりこれを施行する。

本会会則は2004年11月25日よりこれを施行する。

本会会則は2006年11月30日よりこれを施行する。

本会会則は2008年 5月29日よりこれを施行する。

本会会則は2009年 4月 1日よりこれを施行する。

本会会則は2009年 5月29日よりこれを施行する。

本会会則は2010年 5月27日よりこれを施行する。

本法会則は2010年11月25日よりこれを施行する。

本法会則は2011年 6月30日よりこれを施行する。 本法会則は2012年11月22日よりこれを施行する。

本会会則は2013年11月21日よりこれを施行する。

本会会則は2014年 5月29日よりこれを施行する。

本会会則は2016年 5月26日よりこれを施行する。

本会会則は2016年11月24日よりこれを施行する。

本会会則は2017年 5月26日よりこれを施行する。

本会会則は2017年12月 1日よりこれを施行する。 本会会則は2018年 5月24日よりこれを施行する。

本会会則は2019年 5月23日よりこれを施行する。

本会会則は2019年11月21日よりこれを施行する。

本会会則は2022年 8月 1日よりこれを施工する。

# 東北学院大学学生会会計監查規則

学生会の会計を監査するために、本会会則第43条に基づき、会計監査委員会を設け、以下の規定を定める。 第1条

会計監査委員会は会員より、総合役員会会議にて承認を得られた者で構成する。欠員が生じた場合は常任委員長が再招集し、総 第2条 合役員会会議の承認をもって補充することができる。但し、各団体の最高責任者及び会計責任者にあたっているものは除く。

第3条 会計監査委員会は発足の後、速やかに次の役員を会計監査委員より決定する。また、常任委員会はその構成員を学内に公示す る。

- (1)委員長(1名)
- (2)会計(1名)

会計監査委員会は発足の後、東北学院大学学生会会計監査法第3条とは別に特別監査委員を置く。但し、特別監査委員は本学教 第4条 職員から選出されるものとし、選出方法については本学学生課へ委任する。

第5条 特別監査委員は、必要に応じて会計監査委員長に意見を具申できるものとし、会計監査委員長の要求に応えるものとする。

会計監査委員会の任期は1年とする。但し、前述の任期内に卒業した者はそれをもって任期満了とする。 第6条

会計監査対象期間は3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

会計監査は原則として会計年度の末に行い、常任委員会はこれらの会計監査期間を学内に公示する。但し、委員が必要と認めた 第8条 場合にも会計監査を行うことができる。

第9条 会計監査対象は学生会予算(一般会計・特別会計)のみとする。但し、委員が会計監査上必要と認めたものに関しては、学生会所 属団体はそれを提出すること。

第10条 次のような領収書は認められない。但し、委員が軽度な訂正により、これを認めると判断した場合は、会計監査委員長の立会いの元 これを訂正させ、各団体の責任者または会計責任者の訂正印にてこれを認めることができる。

- 1. 便箋、ノートなど領収書の形態を成していないもの
- 2. 鉛筆書きのもの
- 3. 領収書の発行が個人名のもの
- その年度の会計監査対象期間外のもの 4.
- 5. 金銭の受取事実を証明する証拠証書とならないもの
- 6. 日付が抜けているもの
- 7. 宛名が"上様"及び個人名のもの
- 8. "但し書き"が具体的に書かれていないもの。但し、明細がついているものは除く
- "但し書き"が"別紙の通り"となっていて別紙がないもの 9
- 10. その他委員が不正と認めたもの
- 学生会所属団体は会計監査期間内の収支を記録した収支報告書を作成し、提出すること。また、収支報告書記入は以下に準ずる 第11条
  - 年度末に赤字が出た場合には、その赤字分を部費からの収入があったものとして加算し、翌年度への繰越金の差引残高を0にする
  - その他の書き方は会計監査委員会が発行する書類に準ずるものとする

第12条 収支報告書の末尾に以下の項目を必要とし、これらの項目が完了した時点で会計監査終了となる。

- 1. 学生会所属団体の正式名称
- 2. 代表者及び会計責任者の直筆署名
- 3. 会計監査委員の直筆署名
- 第13条 以下の項目に該当する場合は、会計監査委員は常任委員長に処罰を要請できる。
  - 1. 領収書、収支報告書、その他必要な書類(以下、会計監査対象物件とする)を会計監査委員会が定める期間内に提出しなかった 場合
  - 2. 会計監査対象物件を紛失した場合
- 3. 領収書・収支報告書に不正があった場合 第14条 常任委員会は会計監査終了後、直ちにその旨を学内に公示しなければならない。但し、詳細は学生総会にて報告する。
- 第15条 本規則の改正は、会計監査委員が必要と認めた場合に行い、総合役員会会議で承認を得なければならない。また、承認は欠席団 体を含む全団体の4分の3以上の賛成を必要とする。
- 第16条 本規則の改正並びに審議を、東北学院大学学生会規約審議委員会に委任することができる。

附則 本規則は2017年 4月 1日よりこれを施行する。

> 本規則は2018年 5月 24日よりこれを施行する。 本規則は2022年 9月 1日よりこれを施行する。

#### 第一章 総則

第1条 本法は、学生会会則第7条による学生総会を円滑ならしめることを目的として施行される。

#### 第二章 議事運営委員会

- 第2条 1、議事運営委員会は、本法の目的を遂行するために学生総会に付随して設置される唯一の運営機関である。
  - 2、議事運営委員会は、その任にあたる学生総会及び臨時学生総会に関してのみ効力を有する。
- 第3条 1、議事運営委員会は、本学学生会会員より、総合役員会会議にて承認を得られたもので構成する。但し、欠員が生じた場合、常任委員長が

再招集し、総合役員会会議の承認をもって補充することができる。

- 2、常任委員長が人数の不足をみた場合、本学学生会会員より補充するものとする。この補充に関しては、総合役員会会議において承認されなければならない。
- 第4条 1、議事運営委員会は、常任委員長の招集により発足し、任務終了後解散する。
  - 2、議事運営委員会の発足公示及び解散公示は常任委員会が速やかに行わなければならない。
  - 3、議事運営委員会は、発足後直ちに議事運営法施行細則を定め、総合役員会会議での承認後、全学生に公示する。
- 第5条 議事運営委員会は発足の後、速やかに次の役員を決定し、公示しなければならない。但し、1,2,3には総合役員会会員が就くものと

する。

- 1. 委員長(1名)
- 4. 総務
- 2. 副委員長
- 5. 情宣
- 3. 会計
- 第6条 議事運営委員会は学生総会の開催に際して、次の各号を行う義務を負う。
  - 1、学生総会の日時・会場及び議題を公示し、学生総会終了後、速やかにその決定内容を公示すること。
  - 2、委任状の受付及びその確認。
  - 3、対案書・決議文・意見書の提出期限を定め公示して、それらを受付し、学生の前に広範に示すこと。
  - 4、本法の目的遂行のために必要と認められる事項を、対案書・決議文・意見書の提出者と確認すること。
  - 5、本法を学生の前に広範に示すこと。
  - 6、その他学生総会の開催に関する一切の準備活動。

第7条 議事運営委員会は、学生総会における討論に参加できず、議決権を有しない。但し、議事運営委員会に関する発言はこれを行うことができる。

# 第三章 学生総会

- 第8条 議長の選出は、東北学院大学学生会会則第32条に基づき、以下の方法による。
  - 1、議長の選出は東北学院大学学生会議事運営法第五章に則る。
  - 2、議長が選出されるまでは議事運営委員会委員長が仮議長を務める。
  - 3、議長の承認方法は、東北学院大学学生会議事運営法第五章により立候補した候補者が、学生総会当日に出席会員の 前で所信表明を行い、出席会員の過半数の承認を得た時点で議長とする。
  - 4、東北学院大学学生会議事運営法第五章により立候補した候補者が、複数名となった場合、候補者は、学生総会当日に出席会員の前で所信表明を行い、学生総会当日の出席会員の承認を一番多く得られたものを議長とする。但し同数の場合は仮議長の判断に委ねるものとする。
- 第9条 1、議長は副議長1名・書記若干名を任命し、議長団を形成する。
- 2、議長団は、学生総会における討論に参加できず、議決権を有しない。但し、議事運営に関する発言はこれを行うことができる。
- 第10条 議長団とは、議長1名・副議長1名・書記若干名の総称の事をいう。
- 第11条 議長は学生総会を主宰し、議事を整理進行し、議事運営を円滑に推し進める任務を負う。
- 第12条 副議長は議長を補佐し、議長に事故があった場合・欠いた場合・または議長不信任案が提出された場合、議長の任務を 代行する任務を負う。
- 第13条 1、書記は議事録を作成し、学生総会終了後に署名捺印し、議事運営委員会に提出しなければならない。
  - 2、書記は議事進行中、議事録の作成が困難となった場合、議長に対してその旨を申し出なければならない。
- 第14条 議事録には、学生総会における次の各号を記載するものとする。
  - 1、日時・会場・議長団の氏名
  - 2、学生総会参加学生数・出席学生数・委任状数・委任状を提出し、学生総会に出席した学生数
  - 3、議題
  - 4、質疑応答の要旨
  - 5、議決の結果
  - 6、その他議長が記載の必要ありと認めた事項
- 第15条 学生総会において、全ての出席学生は議事進行について議長に協力する義務を負う。
- 第16条 学生総会において、発言を望む学生は挙手によってその意思を表明し、議長の許可を得て、学部・学科・学年・学生番号・氏名を述べた後に発言を行わなければならない。
- 第17条 学生総会の成立は学生会会則第30条による。
- 第18条 議長は議長団形成後、速やかに人数確認を行い、学生総会の成立を確認したうえで開会宣言を行う。
- 第19条 本法第18条所定の開会宣言において、参加学生が学生総会の成立数に満たないことが判明した場合、議長は暫時休憩 とした後、再確認することができる。
- 第20条 本法第19条の再確認によっても参加学生が学生総会の成立数に満たない場合、議長は学生総会の不成立を宣言し、流会としなければならない。
- 第21条 学生総会が流会となった場合、
  - 1、常任委員長は臨時学生総会という形で再招集することができる。

- 2、上記の場合、議事運営委員会は解散することなく、継続して臨時学生総会の任にあたる。
- 第22条 臨時学生総会開催要求者の議題がその他に優先される。
- 第23条 1、動議とは、本法第6条所定の提出期限内に提出されず、かつ、本法第18条所定の開会宣言直前までに議事運営委員会に提出された対案書・決議文・意見書のこととする。
  - 2、議長は第1議題に入る前に動議の提出の有無を確認しなければならない。
  - 3、提出された動議は、学生総会において提出者による意見陳述の後、出席学生の5分の1以上の同意によって採択される。
  - 4、採択された動議は、出席学生の過半数の同意によって議題とされる。
  - 5、採択された動議に対する意見陳述の是非及びその人数に関しては議長の判断に委ねるものとする。
- 第24条 1、緊急動議とは、本法第18条所定の開会宣言の後に議長に提出された対案・議案・意見のこととする。
  - 2、提出された緊急動議は、提出者による提出理由の陳述の後、議長によってその採択の可否が決定される。
  - 3、採択された緊急動議は、出席学生の過半数の同意によって議題とされる。
  - 4、採択された緊急動議に対する意見陳述の是非及びその人数に関しては、議長の判断に委ねるものとする。
- 第25条 議長による議決に入るとの宣言の後、議決終了後までに議長以外の何人も発言することができない。但し、議決を行う ことに対する異議申し立てはこれを行うことができる。
- 第26条 学生総会における議決は、原則として賛成・反対・保留の三種とし、挙手による。
- 第27条 議決の成立に関しては、学生会会則第33条による。
- 第28条 議長は全ての議題を終えた後、議事を整理要約して確認しなければならない。
- 第29条 本法第28条所定の議事確認の後、議長は閉会を宣言し、その後議長団の解散を宣言する。
- 第30条 議長は、議事が混乱し議事運営が困難であると認めた場合、休憩をとることができる。

#### 第四章 委任状

- 第31条 やむを得ない理由により、学生総会に出席できない学生は、議事運営委員会が定める様式に従った委任状を議事運営委員会に提出することによって、議事に関する一切を議長に委任することができる。
- 第32条 委任状提出者は参加学生と見なされる。但し、議決権はない。
- 第33条 委任状を提出し、学生総会に出席した学生の委任状は失効する。
- 第34条 委任状受付期間中、やむを得ない事由によって学生総会の日程が変更になった場合、委任状の効力は継続する。
- 第35条 学生総会が流会となった場合、当該の学生総会における委任状は失効する。

### 第五章 議長公募制

- 第36条 議長選出の為の議長公募制は以下の通りの方式にて行う。
  - 1、議長公募制の公募時期は、学生総会当日の7日前とし、公募期間は3日間とする。但し、日曜祝日はこれに含まない。
  - 2、議長公募制の公募方法は、全会員対象の掲示を原則とし、A4サイズの正式文書形式にて行う。
  - 3、議長公募制の掲示は、東北学院大学土樋キャンパス及び泉キャンパスの両キャンパスで行う。
- 第37条 東北学院大学学生会議事運営法第36条にて立候補する者は、公募期間内に、あらかじめ副議長1名、書記若干名を指名しておかなければな

らない。

- 第38条 東北学院大学学生会議事運営法第36条にて立候補した候補者が、議長として承認されなかった場合、仮議長はただち に学生総会当日の出席
  - 会員の中から議長の立候補を募らなければならない。但し、東北学院大学学生会議事運営法第36条にて立候補した者の 再度立候補はこれを

認めない。

### 第六章 改正

- 第39条 本法の改正は議事運営委員会委員の3分の2以上の同意を得、総合役員会会議で審議決定し、その旨を学生総会で報告 し承認を得なければならない。
- 第40条 議事運営委員会は、本法改正案の作成並びに審議を、東北学院大学学生会規約審議委員会に委任することができる。
- 第41条 規約審議委員会が緊急的事由と認めた場合、総合役員会会議において、出席した団体の3分の2以上の承認を以て、本会会則の改正を行う。緊急的事由は、学生会活動に支障が出る場合のみとする。

附則 本法は1987年11月 1日よりこれを施行する。

本法は1989年10月 1日よりこれを施行する。

本法は1993年11月20日よりこれを施行する。

本法は1994年11月 1日よりこれを施行する。

本法は2002年11月26日よりこれを施行する。

本法は2005年11月 1日よりこれを施行する。

本法は2006年11月30日よりこれを施行する。 本法は2008年 5月13日よりこれを施行する。

本法は2008年 5月13日よりこれを施行する。

本法は2010年10月26日よりこれを施行する。

本法は2010年10月20日よりこれを施行する。 本法は2012年11月22日よりこれを施行する。

本法は2014年 5月29日よりこれを施行する。

本法は2015年 5月28日よりこれを施行する。

本法は2015年11月27日よりこれを施行する。

本法は2016年 5月26日よりこれを施行する。

本法は2017年 5月14日よりこれを施行する。

本法は2018年 5月24日よりこれを施行する。 本法は2019年11月21日よりこれを施行する。

# 東北学院大学学生会選挙管理法

#### 第一章 総則

第1条 本法は、全学生の自由に表明する意思によって、学生会常任委員長選挙及び不信任投票が公正かつ適正に行われること を確保し、以て学

生会の民主的運営が健全に発展することを目的とする。

- 第2条 本法は、学生会常任委員長選挙及び不信任投票について適用する。
- 第3条 選挙管理委員会は以下の要項により、本学学生会会員をもって組織する。
  - (1) 選挙管理委員会は土樋キャンパス及び泉キャンパスにその委員会室を設置する。
  - (2) 選挙管理委員会は常任委員長が招集し、本学学生会会員より、原則として土樋キャンパス及び泉キャンパスより 1 名以上選出し、総合役員会会議の承認を得られた場合、それをもって組織する。

なお、活動上人員が不足する場合には、常任委員長が再招集し、人員の補充を行うものとする。但し、この人員補充により選挙管理委員会の構成員になる者は総合役員会会議の承認を得なければならない。

- (3)選挙管理委員会は原則として、委員長1名と副委員長、会計、総務、情宣チーフ、情宣を置く。また、4年生は情宣以外の役職に就くことはできない。
- (4) 選挙権並びに被選挙権は本学学生会会員がこれを有する。但し、選挙管理委員会はこれを有しない。
- (5) 選挙管理委員会の任期は1年とする。但し、前述の任期内に卒業した者はそれをもって任期満了とする。
- (6) 選挙管理委員会の会計は、特別会計の選挙管理委員会費より行う。
- 第4条 学生会常任委員長の任期満了による選挙にあたっては、常任委員長の任期が満了する1ヶ月前には選挙管理委員会を設置しなければならな

V)

第5条 選挙管理委員会は、発足後直ちに選挙管理法施行細則を定め、総合役員会会議での承認後、全学生に公示する。

### 第二章 常任委員長選挙

- 第6条 選挙管理委員会は発足後直ちに選挙公示を行い、選挙は常任委員長の任期満了以前に終了することを原則とする。
- 第7条 立候補者の届け出期間は3日間とし、届け出用紙は選挙管理委員会より交付する。その期間中に立候補者の届け出がなかった場合は、さらに

3日間届け出を延長しなければならない。なお、届け出先は選挙管理委員会土樋キャンパス会室または泉キャンパス会室とする。

- 第8条 選挙運動期間は、立候補者届け出期間終了後から投票受付期間終了までの間とする。但し、投票受付期間最終日は除 く。
- 第9条 選挙管理委員会は、立候補者の届け出があった場合は、直ちに公示しなければならない。
- 第10条 立候補者及びその推薦責任者以外のものが選挙事務所を設置するときには直ちに選挙管理委員会に申し出なければならない。
- 第11条 選挙運動は学内においてのみ行うことができる。
- 第12条 選挙運動員の人数は規定しない。但し、立候補者の推薦には会または部の名前をもってすることは認めない。
- 第13条 選挙運動用情宣物の枚数、大きさは選挙管理委員会で決定する。但し、詳細については、選挙管理委員会の定める選挙 管理法施行細則に準

ずる。

- 第14条 複数立候補者での立会演説会、単独立候補者の個人演説会は選挙管理委員会が会場準備を行う。なお演説会回数は制限 しない。立候補者は希望する演説日の1週間以上前に選挙管理委員会に報告しなければならない。
- 第15条 投票方法については、選挙管理委員会の定める選挙管理法施行細則に準ずる。
- 第16条 投票受付日数は授業日で数えて25日間とし、土曜日を左記に合算するかは選挙管理委員会第一回全体会議において多数決をもって決する。但し、投票受付前の不在者投票はこれを認めない。
- 第17条 投票の際は、選挙管理委員会の発行する用紙を用いなければならない。
- 第18条 開票は選挙が全て終わった後で公平を期すため立会人同席の下、選挙管理委員会がこれを行う。投票効力にあたっては、第20条の規定に反

しない限りにおいて、その投票者の意思が明白であればこの投票を有効とする。また、立会人の規定については第19 条に準ずる。

第19条 立会人は各立候補者より2名以上選出する。なお、立候補者が単独候補の場合、立会人は選挙管理委員会が総合役員会会議に諮り、総合役員

会会員中より選出する。

- 第20条 下記の投票は無効とする。
  - (1) 選挙管理委員会の発行する用紙を用いていないもの。
  - (2) 投票者の意思が明白でないもの
  - (3) その他、選挙管理委員会が不適当と認めたもの
- 第21条 総投票の内、有効投票の8分の3以上を獲得した最多得票者を当選とする。
- 第22条 最多得票者が第21条の規定の得票に達しないときは、上位2名をもって1週間以内に決選投票を行い最多得票者を当選とする。得票受付期間に関しては選挙管理法施行細則に準ずる。
- 第23条 選挙管理委員会は当選者が決定次第学生会会員に公示する。
- 第24条 常任委員長が任期満了せずして辞任した場合には、最長7日以内に選挙管理委員会を再開し、直ちにその業務を開始しなければならない。

但し、各期間、方法などは第6条以下に準ずる。

- 第25条 単独候補の場合には、信任投票とし、候補者は総投票の内、有効投票の過半数の信任票を得なければならない。
- 第26条 立候補者、推薦者、運動員などは、選挙管理委員会が決定する選挙管理法施行細則及び指示に従わなければならない。

第27条 立候補者、推薦者、運動員などが上記の規定に反した場合は、選挙管理委員会は立候補を取り消し、当選を無効にする ことができる。

# 第三章 不信任投票

- 第28条 不信任投票は学生会会員の意思によって行われる。
- 第29条 不信任投票は、以下の手順により行われる。
  - (1) 不信任投票の受付は、学生会会員の10分の1以上の署名による要求によって選挙管理委員会が設置する。なお署名は選挙管理委員会委員長に提出する
  - (2) 不信任投票は、学生会会員の3分の1以上の投票によって成立する
  - (3) 不信任投票は、投票数の過半数の不信任票により常任委員長は罷免される
- 第30条 (1) 不信任投票の運動期間は投票受付期間と同じ、日曜日、祝日を除いた20日間とする。運動の方法は選挙管理法施行細則に準ずる。
- (2) 不信任投票の受付日数は授業日で数えて20日間とし、土曜日を左記に合算するかは選挙管理委員会第一回全体 会議において多数決を
  - もって決する。但し、投票受付前の不在者投票はこれを認めない。
- 第31条 投票の方法については、選挙管理委員会が定める選挙管理法施行細則に準ずる。

#### 第四章 改正

- 第32条 本法の改正は、選挙管理委員会委員の3分の2以上の同意を得、総合役員会会議で審議決定し、その旨を学生総会で報告し承認を得なければならない。
- 第33条 選挙管理委員会は、本法改正案の作成並びに審議を、東北学院大学学生会規約審議委員会に委任することができる。
- 第34条 規約審議委員会が緊急的事由と認めた場合、総合役員会会議において、出席した団体の3分の2以上の承認を以て、本 会会則の改正を行う。緊急的事由は、学生会活動に支障が出る場合のみとする。

附則 本法は1987年11月 1日よりこれを施行する。 本法は1989年10月19日よりこれを施行する。 本法は2002年11月28日よりこれを施行する。 本法は2003年11月27日よりこれを施行する。 本法は2004年11月25日よりこれを施行する。 本法は2005年11月24日よりこれを施行する。 本法は2006年11月30日よりこれを施行する。 本法は2008年 5月29日よりこれを施行する。 本法は2009年 5月29日よりこれを施行する。 本法は2010年 5月27日よりこれを施行する。 本法は2011年 6月30日よりこれを施行する。 本法は2013年11月21日よりこれを施行する。 本法は2015年 5月28日よりこれを施行する。 本法は2016年 5月26日よりこれを施行する。 本法は2016年11月24日よりこれを施行する。 本法は2017年 5月14日よりこれを施行する。 本法は2017年12月 1日よりこれを施行する。 本法は2019年11月21日よりこれを施行する。 本法は2020年 2月 6日よりこれを施行する。

本法は2021年 9月 11日よりこれを施行する。

# 東北学院大学学生会規約審議委員会法

#### 第一章 総則

第 1 条 本会は東北学院大学学生会規約審議委員会と称する。

# 第二章 規約審議委員会

- 第 2 条 本会の目的は東北学院大学学生会会則第八章第44条に基づき、東北学院大学学生会に関する会則、規則、規約の審議をし、学生会活動の発展に寄与するものとする。
- 第 3 条 本会は、常任委員長が招集し、本学学生会会員の中から、総合役員会会議にて承認を得られた者で構成する。ただ し、常任委員長は規約審議委員会の構成員となることはできない。
- 第 4 条 本会が活動するにあたり、人数不足及び活動に支障がある程の欠員が生じた場合、常任委員長が再招集し、本学学生 会会員の中から総合役員会会議の承認をもって補充することができる。
- 第 5 条 本会は、常任委員長の招集により発足し、常任委員長の任期終了とともに解散とする。
- 第 6 条 本会の発足公示及び解散公示は常任委員会が速やかに行わなければならない。
- 第 7 条 本会は発足の後速やかに次の役員を決定し、常任委員会はこれを公示しなければならない。ただし、本条第1項に関しては、常任委員会委員並びに、総合役員会各会代表者は除くものとする。
  - (1)委員長
  - (2) 副委員長
  - (3) 会計
  - (4) 総務
  - (5) 書記
- 第 8 条 本会委員は、濫りに辞任することはできない。ただし、総合役員会会議において、以下の場合に該当すると認められ、 承認を得られた者は辞任することができる。
  - (1) 本会委員として適当でない者
  - (2) 健康上の理由で職務に耐えられないとき
  - (3) 一身上の事由のあるとき
- 第 9 条 本会の会計は、特別会計の規約審議委員会費より行う。

#### 第三章 審議事項

- 第10条 本会の会議では以下の事項を行う。
  - (1) 本会の活動方針及び総括の報告・審議
  - (2) 改正案の作成及び提出
  - (3) 学生総会での決議事項に伴った改正案の作成
- 第11条 本法第10条第2項の対象は以下のものとする。
  - (1) 東北学院大学学生会会則
  - (2) 東北学院大学学生会選挙管理法
  - (3) 東北学院大学学生会議事運営法
  - (4) 東北学院大学学生会会計監査規則
  - (5) 東北学院大学学生会規約審議委員会法
- 第12条 本法第10条第2項の改正案の提出先と提出方法は以下の通りとする。
  - (1) 東北学院大学学生会会則の改正案は学生総会における規約審議委員会の答申として提出する
  - (2) 東北学院大学学生会選挙管理法の改正案は東北学院大学学生会選挙管理委員会の全体会議にて提出する
  - (3) 東北学院大学学生会議事運営法の改正案は東北学院大学学生会議事運営委員会の全体会議にて提出する
  - (4) 東北学院大学学生会会計監査規則の改正案は東北学院大学学生会会計監査委員会の全体会議にて提出する (5) 東北学院大学学生会規約審議委員会法の改正案は学生総会における規約審議委員会の答申として提出する
- 第13条 本会における審議事項に関しての報告及び東北学院大学学生会諸規約の改正案は、本会の答申として学生総会で報告・ 提出しなければなら

ない。

第14条 本法第13条により、本会が提出する答申内容に対しては、総合役員会会議での承認を得なければならない。

## 第四章 審議委任

- 第15条 本会は、本会会議の審議原案として、各特別委員会法の改正案作成に関する内容を事前に受付けることができる。
- 第16条 本法第15条により、各特別委員会より審議原案の提出を受け、その審議原案を本会が審議対象として採用した時点で、審議原案に対する審議を、審議原案を提出した特別委員会より本会へ委任されたものとみなす。
- 第17条 本法第15条における審議原案の提出並びに受付方法は以下の通りとする。
  - (1) 東北学院大学学生会議事運営法に関する審議原案の提出は、東北学院大学学生会議事運営委員会委員長が常任 委員長へ書面にて提出し、本会は常任委員長よりそれを受付ける
  - (2) 東北学院大学学生会選挙管理法に関する審議原案の提出は、東北学院大学学生会選挙管理委員会委員長が常任委員 長へ書面にて提出し、常任委員長の同意を得られた場合、本会は常任委員長よりそれを受付ける
  - (3) 東北学院大学学生会会計監査規則に関する審議原案の提出は、東北学院大学学生会会計監査委員会委員長が常任委員長へ書面にて提出し、本会は常任委員長よりそれを受付ける
- 第18条 提出する審議原案には以下の内容を記載する。
  - (1) 審議原案の提出趣旨

- (2) 関連条文
- (3) 特別委員会の意見
- (4) その他必要と思われる資料
- 第19条 本法第15条により提出された審議原案の内容が東北学院大学学生会会則、または各特別委員会法の規定に反しているため不適当と本会が判断した場合、その審議原案を提出した特別委員会に逆送し、再立案を請求することができる。ただし、逆送する場合、本会は不適当理由を書面にて明らかにし、添付しなければならない。
- 第20条 本法第19条により逆送された審議原案の再提出方法は、本法第17条各項の規定に従い提出することができる。
- 第21条 本法第19条により再提出された審議原案の内容が東北学院大学学生会会則、または各特別委員会法の規定に反していた場合、その審議原案は同一年度での受付けは行わない。ただし、再提出した審議原案を本会が不適当としても、その審議原案が総合役員会会議にて全会の同意を得られた場合はこの限りではなく、本会会議にて審議を行う。
- 第22条 本会は審議原案を本会会議での審議対象として採用した場合、その旨を総合役員会会議で報告しなければならない。
- 第23条 本会は審議原案を本会会議での審議対象として採用した場合、審議の経過を総合役員会会議並びに、審議原案を提出し た特別委員会の全体会議にて報告しなければならない。

# 第五章 改正

- 第24条 本法の改正は、本会会議にて審議決定し、その旨を学生総会で報告し承認を得なければならない。
- 第25条 本会が緊急的事由と認めた場合、総合役員会会議において、出席した団体の3分の2以上の承認を以て、本会会則の改正を行う。緊急的事由は、学生会活動に支障が出る場合のみとする。

附則 本法は2012年 5月19日よりこれを施行する。 本法は2013年11月21日よりこれを施行する。 本法は2015年11月27日よりこれを施行する。 本法は2017年 5月26日よりこれを施行する。 本法は2017年12月 1日よりこれを施行する。 本法は2018年 5月24日よりこれを施行する。